TSU NEWS 8

住宅改修に伴う固定資産税の減額

問い合わせ　資産税課　☎229-3132　FAX229-3331

住宅(賃貸住宅は除く)について次の改修を行った場合、翌年１年間の固定資産税が減額されます。詳しい減額要件や申告の方法などは、お問い合わせください。

工事の種類	減額要件(以下の全てを満たしていること)	減額税額(※１)	工事内容
耐震改修	●昭和57年１月１日以前から所在する住宅であること ●平成30年３月31日までの間に完了した改修工事であること(改修工事完了後、３カ月以内の申告に限る) ●居住部分の床面積が総床面積の２分の１以上であるもの ●一戸当たりの工事費用が50万円を超えていること	居住部分１戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の２分の１	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
バリアフリー改修	●新築された日から10年以上を経過した住宅 ●平成30年３月31日までの間に完了した改修工事であること(改修工事完了後、３カ月以内の申告に限る) ●居住部分の床面積が総床面積の２分の１以上であるもの ●改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること(※２) ●補助金等を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること ●65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住していること	居住部分１戸当たり100㎡までの部分の固定資産税額の３分の１	通路・出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など
省エネ改修	●平成20年１月１日以前から所在する住宅であること ●平成30年３月31日までの間に完了した改修工事であること(改修工事完了後、３カ月以内の申告に限る) ●居住部分の床面積が総床面積の２分の１以上であるもの ●改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること(※２) ●現行の省エネ基準に適合する工事であること ●補助金等を除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること	居住部分１戸当たり120㎡までの部分の固定資産税額の３分の１	窓の断熱改修工事(必須)、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事

※１　適用が受けられるのは、１戸につき１回限りです。なお、耐震改修とバリアフリー改修に伴う減額、または耐震改修と省エネ改修に伴う減額はそれぞれ重複して適用することはできません
※２　平成28年３月31日までに改修工事が完了した場合は、この要件は不要

TSU NEWS 9

狭い道路を広げて住みよいまちに！

狭あい道路整備事業助成金のご利用を

問い合わせ　建築指導課　☎229-3185　FAX229-3336

津市が管理する幅員4m未満の狭い道路を広げるため、敷地の後退(セットバック)部分を寄付していただける人を対象に、測量･分筆や支障物件の除却等に掛かる費用の一部を助成します。

対象道路

- 建築基準法第42条第２項の規定に係る道路
- 幅員1.8m以上４m未満の市道
- 建物が立ち並んでいる幅員４m未満の道路

申し込み　協議申請書を提出していただき、一定の条件を満たす場合に助成金や報償金を支払います。詳しくはお問い合わせください。申し込みが多い場合は先着順となりますので、早めに申請してください。

申込開始日　９月１日(木)

助成対象・金額一覧

	対　象	助成額(上限)
測量 分筆	●拡幅用地の測量、分筆、所有権以外の権利の抹消登記	測量費(12万円) 分筆登記費(３万円) 抹消登記費(５千円)
除却費	●拡幅用地内にある門、塀、擁壁、生垣などの除却費用 ●水道メーター、排水ますなどの移設費用	除却費(50万円) ※除却に要した費用の1/2または市が算出した費用の1/2
報償金	●土地が２以上の狭あい道路または幅員４m以上の道路と狭あい道路に接する土地の主たる道路以外の狭あい道路 ●すみ切り	報償金(100万円) ※津市固定資産税評価額の㎡単価に面積を乗じて得た額